

令和7年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、商店街を中心とした自発的な街づくり活動を促進し、商店街の持続的な活性化を図るため、商店街団体等の新たな担い手やリーダー等が、魅力ある街づくりに向け作成した活性化プランを具体化し実践するのに要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、商店街等次世代リーダー創出実践事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において商店街団体等（以下「補助対象者」という。）とは、次のいずれかに該当する者であって、県内に事業所を有する者をいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (2) 商店街を形成し共同事業等の事業活動を行う中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合又は協同組合連合会
- (3) 任意の商店街団体等であって、規約等により代表者の定めのあるもの
- (4) 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会又は商工会連合会
- (5) 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所
- (6) 商店街を形成し共同事業等の事業活動を行う者を主たる会員とする一般社団法人又は一般財団法人
- (7) 第三セクター

第三セクターとは、次に掲げるものをいう。

- ① 一般社団法人又は一般財団法人であって、地方公共団体及び商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、協同組合連合会、商工会議所、商工会又は商工会連合会が拠出しているもの
- ② 地方公共団体が100パーセントの拠出をしている公益法人
- ③ 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に規定する特定会社であって、地方公共団体が出資しているもの
- (8) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人であって、街づくりに関する活動を行う法人
- (9) 中心市街地の活性化に関する法律に規定する中小企業者

(補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 補助事業に要する経費のうち、補助対象経費の内容を明らかにした見積書等
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額し、交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容若しくは補助事業に要する経費の配分を変更する場合において、事業変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。ただし、別表の経費区分に掲げるそれぞれの経費の20パーセント以内の変更（補助金の額の増額を伴わないものに限る。）については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合において、速やかに事業遅延（事故）報告書（第6号様式）を知事に提出してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和8年4月1日から5年間保管しておくこ

と。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳（第7号様式）その他関係書類を第12に規定する期間、整備保管すること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分したことにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。

(7) 県が主催するセミナーなどのイベント、県が作成する資料・パンフレット及びマスコミによる取材等において、補助事業の内容や成果等の紹介・PRに協力すること。

（申請の取下げの期日）

第6 規則第7条第1項の規定による補助金交付申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第8 補助金の請求は、補助金請求書（第8号様式）を知事に提出して行うものとする。

（状況報告）

第9 規則第10条の規定による報告は、令和7年9月30日現在の状況を記載した事業遂行状況報告書（第9号様式）を、令和7年10月10日までに知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

第10 規則第12条の規定による報告は、補助事業完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和8年4月10日のいずれか早い時期までに事業完了（廃止）実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業報告書（第2号様式）

(2) 収支精算書（第3号様式）

(3) 補助対象経費に係る支払証拠書類及び財産管理台帳（第7号様式）の写し

(4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減

額して報告するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第 1 1 規則第 1 9 条第 4 号及び第 5 号の規定により処分の制限を受ける財産は、1 件の取得価格又は効用の増加価格が 5 0 万円以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間)

第 1 2 規則第 1 9 条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 1 3 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 1 1 号様式）を提出するものとする。

2 県は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 7 日から施行する。

別表（第3・第5関係）

補助事業	区分	内容
	トライアル事業	商店街や地域商業を取り巻く環境の変化を捉え、商店街団体等が新たに活性化プランを作成した上で、実践する商店街や地域商業活性化のための事業（※） （例） ・ 共通デザインによる看板、垂れ幕の作成 ・ 観光客やインバウンド向け商店街マップの作成 ・ まちゼミ、夜市、シャッターアート展などイベント
補助対象経費	魅力発信事業	商店街団体等が新たに活性化プランを作成した上で、まちづくり会社、特定非営利活動法人等、外部機関と連携し、商店街を含む地域の魅力を発信する事業（※） （例） ・ SNSを活用したイベント情報、個店の魅力、空き店舗情報等の発信 ・ PR動画の作成
補助対象経費	経費区分	内容
	謝 金	委員、講師及び研究員等外部専門家（商店街団体等の会員、組合員又は役職員等の内部関係者を除く。以下同じ。）に対する謝金
	旅 費	（１）委員、講師及び研究員等外部専門家に対する旅費 （２）職員、役員等に対する旅費
	事業実施に係る経費	会議費、会場借料、交通費、資料作成費、通信運搬費、雑役務費、店舗等賃借料、内装・設備・施工工事費、景観整備費、無体財産購入費、プロバイダ契約料・使用料、回線使用料、広報費、イベント費、借料・損料、備品費、消耗品費、委託費、印刷製本費、光熱水費、その他の経費（その他知事が特に必要と認める経費）
補助金の額	補助対象経費の2分の1に相当する額以内の額とし、補助上限額は300,000円、補助下限額は100,000円とする。	

（※）活性化プランの作成や実践にあたり、県の「商店街等次世代リーダー養成塾」や市町村・商工団体等が開催する商店街の活性化に向けたセミナーを受講している、または、商工団体等の支援（経営指導員のアドバイス等）を受けているものに限る。

第1号様式（第4関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住所
申請者
氏名(名称及び代表者氏名)

令和7年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業費補助金
交付申請書

令和7年度において実施する青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業について、
補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青
森県規則第10号）第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金の区分 ※該当する事業に○を記入すること。

	トライアル事業		魅力発信事業
--	---------	--	--------

2 事業の目的

3 補助金交付申請額 円

（注）次の算式を明記すること。
補助金所要額 － 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 ＝ 補助金額

第2号様式（第4、第10関係）

事業計画（報告）書

1 商店街団体等の概要

名 称			
住 所			
代 表 者 氏 名 (役職・氏名)			
設 立 年 月 日			
出 資 者 又 は 組 合 員 等 の 数		資本の額又は 出資金の額	円

2 補助事業の概要

事 業 名	
実施地域の概要	①市町村名、商店街名 ②商店街、地域商業の現状・課題 (業種構成、空き店舗状況、来街者の属性、来街者数など) ③これまでの主な取組
実 施 内 容 ※新たに作成した活性化プランの内容を記載すること。	

事業実施時の連携先 又は連携想定先	
事業効果	
令和8年度以降の 実施予定事業の概要	

(注) 1 商店街団体等の定款や規約、名簿等、団体概要や活動内容がわかる資料を添付すること。

2 補助事業の内容（実績）が分かる図面、写真等を添付すること。

3 実施スケジュール

実施項目 (具体的な項目毎に記載)	スケジュール (実施月や頻度等)

(注) 必要に応じて行を追加して記載すること。

4 要件確認 ※該当する要件に○を記入すること。

	県の「商店街等次世代リーダー養成塾」や市町村・商工団体等のセミナーを受講している 受講セミナー等（名称・主催者）： 受講者（所属・職・氏名）：
	商工団体等の支援（経営指導員のアドバイス等）を受けている 商工団体等名： 担当者（職・氏名）：

第3号様式（第4、第10関係）

収支予算（精算）書

（単位：円）

商店街団体等 補助事業者名					
経費 区分	内容	補助事業に 要する経費	左の額の負担区分		備 考 (積算根拠)
			県	補助事業者	
謝金					
	謝 金				
旅費					
	旅 費				
事業実施に係る経費					
	会 議 費				
	会 場 借 料				
	交 通 費				
	資 料 作 成 費				
	通 信 運 搬 費				
	雑 役 務 費				
	店舗等賃借料				
	内装・設備・施工工事費				
	景 観 整 備 費				
	無体財産購入費				
	ブロードバンド契約料・使用料				
	回 線 使 用 料				
	広 報 費				
	イ ベ ン ト 費				
	借 料 ・ 損 料				
	備 品 費				
	消 耗 品 費				
	委 託 費				
	印 刷 製 本 費				
	光 熱 水 費				
	その他の経費				
合 計					

第4号様式（第5関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住所

補助事業者

氏名(名称及び代表者氏名)

令和7年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業の内容について、下記のとおり変更したいので、令和7年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業費補助金交付要綱第5第1号の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(注) 変更の内容は、第2号様式、第3号様式に準じて作成するものとし、上下二段書きで、上段に変更前の内容を括弧書きで記載すること。

第5号様式（第5関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住所

補助事業者

氏名(名称及び代表者氏名)

令和7年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和7年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業費補助金交付要綱第5第2号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

第6号様式（第5関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住所

補助事業者

氏名(名称及び代表者氏名)

令和7年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業
遅延（事故）報告書

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業について、下記のとおり遅延（事故）があったので、令和7年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業費補助金交付要綱第5第3号の規定により、報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 補助事業に要した経費 円
- 3 遅延（事故）の内容及び原因
- 4 遅延（事故）に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注）遅延（事故）の理由を立証する書類を添付すること。

第 7 号様式（第 5、第 1 0 関係）

財 産 管 理 台 帳

財産の名称					事業実施年度				補助事業者名				
事業内容			工期		経費の区分			処分制限期間		処分の状況		備考	
施設 区分	施工 箇所 設置 場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事 業費	負担区分		耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分 の 内容		
						県	その他						
					円	円	円						
計													

- （注） 1 処分制限年月日の欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容の欄には、譲渡、交換、貸し付け、担保提供等別を記載すること。
- 3 備考の欄には、譲渡先、交換先、貸し付け、抵当権者等の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間の欄及び処分の状況の欄を含んだ他の様式をもって財産管理台帳に替えることができる。

第8号様式（第8関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住所
補助事業者
氏名(名称及び代表者氏名)

令和7年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け青企支第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業費補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名、支店名	
口座種別及び口座番号	
口座名義（カナ）	()

第9号様式（第9関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住所
補助事業者
氏名(名称及び代表者氏名)

令和7年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和7年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業の遂行状況について、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号）第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の遂行状況
- 2 補助対象経費の支出状況

円

第 1 0 号様式（第 1 0 関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住所
補助事業者
氏名(名称及び代表者氏名)

令和 7 年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業
完了（廃止）実績報告書

令和 年 月 日付け青企支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和
7 年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業が完了（を廃止）したので、青森県
補助金等の交付に関する規則第 1 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業完了（廃止）年月日 令和 年 月 日
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金受領年月日及び金額 令和 年 月 日
円

第 1 1 号様式（第 1 3 関係）

番 号
令和 年 月 日

青森県知事 殿

住所
補助事業者
氏名(名称及び代表者氏名)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 7 年度青森県商店街等次世代リーダー創出実践事業費補助金交付要綱第 1 3 の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 青森県補助金等の交付に関する規則第 1 3 条に基づく確定補助金（令和 年 月 日付け青企支第 号による補助金の額の確定通知額） | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 円 |

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
- 2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の消費税率相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象額ではない。
- 3 補助事業の遂行に伴い課税売上が発生する場合には、消費税額及び地方消費税額から控除税額を差し引いた後の控除不足額を消費税仕入控除額とする。